

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

資料 4

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
I 基本情報					
1	P3	I-1-①	[事務の名称] 住民基本台帳業務	住民基本台帳に関する事務	修正 評価書名に合わせて、文中の事務名を統一。
2		I-1-②	[事務の内容] (なし)	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	追加 総務省令の公布に伴い説明文を追加記載。
3	P4	I-2-システム1-①	[システムの名称] 住民基本台帳システム(既存住民基本台帳システム)	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)	修正 文言修正
4		I-2-システム1-②	[システムの機能] 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する機能	7. 住基ネットとの連携機能 国、県、他自治体と住基ネットを介し連携する機能	修正 文言修正
5	P5	I-2-システム2-②	[システムの機能] 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	修正 現行の運用に合わせた変更。
6		I-2-システム2-③	[他のシステムとの接続] []宛名システム等	[_O_]宛名システム等	修正 現行の運用に合わせた変更。
7	P6	I-2-システム3-①	[システムの名称] 団体内統合宛名システム	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	修正 文言修正
8		I-2-システム3-③	[他のシステムとの接続] []住民基本台帳ネットワークシステム [O]宛名システム等 []その他	[_O_]住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 [_O_]その他(中間サーバ)	修正 現行の運用に合わせた変更。
9		I-2-システム4-③	[他のシステムとの接続] [O]税務システム	[]税務システム	修正 現行の運用に合わせた変更。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
10	P8	I-4-①	[事務実施上の必要性] (2)本人確認情報ファイル ⑥都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	⑥都道府県知事保存本人確認情報_____及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。	修正	文言修正
11		I-4-①	(3)送付先情報ファイル (略)市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	(略)市町村から、機構に委任しており、_____機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。 (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	修正	総務省令の公布に伴い説明文を追加記載。
12		I-5	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (番号整備法:平成25年5月31日法律第28号施行時点) 略 ・第14条 略 ・第24条の2 略	2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) 略 ・第14条 略 ・第22条(転入届) ・第24条の2 略	修正 追加	法改正に伴う変更。
13	P10 ~13	(別添1)事務の内容	図及び備考 省略	図及び備考 省略	修正	現行の運用に合わせた変更。
II 特定個人情報ファイルの概要						
14	P14	II-(1)-2-④	[記録される項目] 10項目以上50項目未満	100項目以上	修正	現行の運用に合わせた変更。 (項目内容は、(別添2)特定個人情報ファイル記録項目を参照)
15		II-(1)-2-④	[主な記録項目] []学校・教育関係情報	[<input type="checkbox"/>]学校・教育関係情報	修正	現行の運用に合わせた変更。
16	P15	II-(1)-3-⑦	[使用部署] 市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、税制課、納税課、市民税課、固定資産税課、国民年金課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、子育て相談課、地域保健センター、国民健康保険課、高齢者保険事業室	修正	現行の運用に合わせた変更。
17		II-(1)-3-⑦	[使用者数] 100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	修正	上記の変更に伴う、現在のシステム登録ユーザー数。
18	P16	II-(1)-4-委託事項2-①	[委託内容] 証明書等発行業務、入力業務、戸籍通知及び報告業務	証明書等発行業務、入力業務、収納業務、フロア案内業務、戸籍通知及び報告業務	修正	現行の運用に合わせた変更。
19	P17	II-(1)-4-委託事項3-⑥	[委託先名] 富士通リース株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	修正	現在の契約内容に基づく、委託先名の変更。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要
20	P17 II-(1)-4-委託事項3-⑦~⑨	[再委託の有無] 再委託しない (略)	再委託する (略)	修正 再委託を行う場合の許諾方法等について記載を行うもの。
21	P18 II-(1)-5	[提供・移転の有無] 提供を行っている (55 件) 移転を行っている (27 件)	[提供・移転の有無] 提供を行っている (57 件) 移転を行っている (37 件)	修正 番号法改正及び市条例による移転事務について記載を行うことによる件数増。
22	P19 II-(1)-5-移転先2-①~⑦	(なし)	川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務 以下 省略	追加 市条例による移転事務について記載。
23	P20~22 (別紙II-5-1)番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	表(略)	表(略)	修正 番号法改正による変更。
24	P23~24 (別紙II-5-2)番号法第9条第1項別表第1に定める事務	表(略)	表(略)	修正 番号法改正による変更及び組織改正による課名変更。
25	P25 (別紙II-5-3)川口市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める事務	(なし)	表(略)	追加 市条例による移転事務について記載。
26	P27 II-(2)-3-⑦	[使用部署] 市民課	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター、情報政策課、納税課、市民税課、固定資産税課、生活福祉1課、生活福祉2課、介護保険課、障害福祉課、子ども育成課、保育入所課、国民健康保険課、国保収納課、指導課	修正 現行の運用に合わせた変更。
27	II-(2)-3-⑦	[使用者数] 10人以上50人未満	100人以上500人未満	修正 現行の運用に合わせた変更。
28	II-(2)-3-⑧ 上から7行目	[使用方法] ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	修正 現行の運用に合わせた変更。
29	P28 II-(2)-4-委託事項1-⑥	[委託先名] NECキャピタルソリューション株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	修正 現在の契約内容に基づく、委託先名の変更。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
30	P28 II-(2)-4-委託事項1-⑧	[再委託の許諾方法] 受注者から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容における再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 再委託を行う場合の許諾方法等について記載を行うもの。
31	P30 II-(2)-6-② 上から2行目	[その妥当性] ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	修正 法改正に伴う変更。
32	P31 II-(3)-2-③ 上から4行目	[その必要性] 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	修正 総務省令の公布に伴う変更。
33	II-(3)-2-④ 上から4行目	[その妥当性] 機構に対し、法令に基づき(略)	機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき(略)	修正 総務省令の公布に伴う変更。
34	P32 II-(3)-3-⑤	[本人への明示] 今後、法令上に記載が行われる予定。	個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務を機構へ一部委任することについては、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に記載されている。	修正 総務省令の公布に伴う変更。
35	II-(3)-3-⑥	[使用目的] 法令に基づく委任を受けて(略)	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて(略)	修正 総務省令の公布に伴う変更。
36	II-(3)-3-⑦	[使用部署] 市民課	市民課、芝支所、新郷支所、神根支所、安行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所、川口駅前行政センター	修正 現行の運用に合わせた変更。
37	II-(3)-3-⑦	[使用者数] 10人以上50人未満	100人以上500人未満	修正 現行の運用に合わせた変更。
38	II-(3)-3-⑧	[使用方法] 既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて(略)	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて(略)	修正 総務省令の公布に伴う変更。
39	P33 II-(3)-4-委託事項1-⑥	[委託先名] NECキャピタルソリューション株式会社	日本電気株式会社 関東甲信越支社	修正 現在の契約内容に基づく、委託先名の変更。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
40	P33 Ⅱ－(3)－4－委託事項1－⑧	[再委託の許諾方法] 受注者から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容における再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	修正 再委託を行う場合の許諾方法等について記載を行うもの。
41	P34 Ⅱ－(3)－5－提供先1－①	[法令上の根拠] 総務省令に記載予定	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	修正 総務省令の公布に伴う変更。
42	Ⅱ－(3)－5－提供先1－②	[提供先における用途] 市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	修正 総務省令の公布に伴う変更。
43	P36～38 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	表(略)	表(略)	修正 現行の運用に合わせた変更。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策				
44	P39 Ⅲ－(1)－2－リスク2	[リスクに対する措置の内容] ・住民記録に関する各届出／申請においては(略)	・住民基本台帳に関する各届出／申請においては(略)	修正 文言修正
45	Ⅲ－(1)－2－リスク3 上から3行目	[入手の際の本人確認の措置の内容] ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住基情報等の聞き取り。	・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民票の記載事項等の聞き取り。	修正 文言修正
46	P41 P49 P56 Ⅲ－(1)～(3)－4	[再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保－具体的な方法] ・契約時に、再委託先についても秘密保持契約を締結している。	・契約時に委託先と秘密保持契約を締結し、その中で委託者及び再委託者が市の指示する事項について約定し、再委託者の当該事務に関する行為について委託者が全ての責任を負うことを定めている。	修正 現在の契約内容に基づく、記載の変更。
47	P45 P52 P59 Ⅲ－(1)～(3)－7－⑨	[過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容] 【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正 事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
48	P45 P52 P59 Ⅲ－(1)～(3)－7－⑨	[過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容] 【ケース1】 略 【ケース2】 略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	修正 事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
49	P47 Ⅲ－(2)－2－リスク1～4	十分である	特に力を入れている	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	概要
50	P48 Ⅲ－(2)－3－リスク1～4	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
51	P49 Ⅲ－(2)－4	十分に行っている	<u>特に力を入れて行っている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
52	Ⅲ－(2)－4	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
53	P50 Ⅲ－(2)－5－リスク1～3	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
54	Ⅲ－(2)－5－リスク3	認証できない相手先への情報の移転はなされない	認証できない相手先への情報の提供はなされない	修正 文言修正
55	P52 Ⅲ－(2)－7－リスク1－②③	十分に整備している	<u>特に力を入れて整備している</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
56	Ⅲ－(2)－7－リスク1－④	十分に周知している	<u>特に力を入れて周知している</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
57	Ⅲ－(2)－7－リスク1－⑤～⑧	十分に行っている	<u>特に力を入れて行っている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
58	Ⅲ－(2)－7－リスク1－⑩	[死者の個人番号－具体的な保管方法] 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、 <u>住基法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。</u>	修正 住基法施行令が改正されたため。
59	P53 Ⅲ－(2)－7－リスク2・3	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
60	Ⅲ－(2)－7－リスク3	[消去手順－手順の内容] システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した(略)	システム上、 <u>住基法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した(略)</u>	修正 法改正に伴う変更。
61	P54 Ⅲ－(3)－2－リスク1～4	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置	変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要
62	P54 Ⅲ－(3)－2－リスク3 上から2行目	[特定個人情報の正確性担保の措置の内容] なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、 <u>一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。</u>	修正 現行の運用に合わせた変更。
63	P55 Ⅲ－(3)－3－リスク1 ～4	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
64	Ⅲ－(3)－3－リスク2	[特定個人情報の使用の記録-具体的な方法] ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(略)	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(略)	修正 記載誤りのため。
65	P56 Ⅲ－(3)－4	十分に行っている	<u>特に力を入れて行っている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
66	Ⅲ－(3)－4	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
67	P57 Ⅲ－(3)－5－リスク1 ～3	十分である	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
68	P59 Ⅲ－(3)－7－リスク1 －②③	十分に整備している	<u>特に力を入れて整備している</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
69	Ⅲ－(3)－7－リスク1 －④	十分に周知している	<u>特に力を入れて周知している</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
70	Ⅲ－(3)－7－リスク1 －⑤～⑧	十分に行っている	<u>特に力を入れて行っている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
71	P60 Ⅲ－(3)－7－リスク 2・3	十分に行っている	<u>特に力を入れている</u>	修正 規程の整備を行い、それを元に運用を行っている。
72	Ⅲ－(3)－7	[特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置] 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、 <u>一定期間経過後、市町村CSから削除される。</u> その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない_____。	修正 現行の運用に合わせた変更。
IV その他のリスク対策				
73	P61 IV－1－②	[監査-具体的な内容] <川口市における措置> (なし)	<u>また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</u>	追加 実際の実施状況に基づき記載。

住民基本台帳に関する事務における変更箇所一覧

項目番号	ページ数・位置		変更前 (公表済み評価書)	変更後	摘要	
	74	P61	IV-2	[従業員に対する教育・啓発一具体的な方法] <川口市における措置> (なし)	・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。	追加
V 開示請求、問合せ						
75	P62	V-1-②	[請求方法] 川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	修正	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
76		V-1-③	[手数料額、納付方法] 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで)	個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額)	修正	詳細な説明を加えたもの。
VI 評価実施手続						
77	P63	VI-1-①	平成26年11月7日	令和元年11月7日	修正	基礎項目評価実施日の変更(5年経過による再実施)
78		VI-2-②	平成26年12月17日(水)～平成27年1月16日(金)の31日間	令和元年11月20日(水)～令和元年12月20日(金)の31日間	修正	本再実施によるパブリックコメント実施日の変更
79		VI-3-①	平成27年3月10日	令和2年1月29日(水)に実施(予定)	修正	本再実施による点検日の変更